

10 月からの制度改正

2022 年 10 月から、育児休業中の保険料免除要件の見直し、社会保険の適用拡大など、皆様にとって身近な制度の改正があります。

●育児休業中の保険料免除要件の見直し

●パート・アルバイトの社会保険適用拡大

従業員 101 人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方が以下のすべてにあてはまると社会保険の適用となります。

①対象となる企業・勤め先

- ・従業員数 101 人以上の企業・勤め先（従業員数は事業所における厚生年金保険の被保険者の総数です。）

②加入対象者

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上
- ・月額賃金が 8.8 万円以上
- ・2 ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

※ご家族が該当する場合は、被扶養者ではなくなりますので「被扶養者異動届」の提出をお願いいたします。